

# 小出特別支援学校川西分校 「学校いじめ防止基本方針」

2014年4月1日策定

## 1 いじめ防止に対する基本的な方針

いじめの防止等は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。

いじめをなくすためには、まず、日頃から個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、生徒が楽しく学びつつ、生き生きとした学校生活を送れるようにしていく。

【定義】（文部科学省 平成18年度間の調査より）

本調査において個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

## 2 いじめに対する本校の基本認識

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

## 3 いじめ問題に取り組むための「校内組織」の設置及び定例会の開催

運営委員、生徒指導主事、道徳・人権・同和教育主任、特別活動主任からなる「いじめ防止対策委員会」を設置する。

「いじめ防止対策委員会」は、いじめの早期発見、早期解決のためだけに会を開くのではなく、各学期末に定例会を開催し、現状把握や取組の評価を行う。

## 4 いじめの未然防止のための取組

### ○安心・安全な学校生活（心身の安定）

学級や学年、学校が生徒の安定した居場所となるように、安心感をもって生活したり、授業に参加したりできるように環境を整えたり、授業内容を設定したりする。

### ○授業や行事への主体的参加（主体性の育成）

互いに認め合う人間関係づくりができるように、全ての生徒が主体的に授業や行事に参加し、活躍できるような活動内容を組む。

### ○社会体験や交流体験の機会（社会性の育成）

人と関わることの喜びや大切さに気付き、人から認められるといった自己有用感を獲得できるように、学級での活動はもとより社会体験や交流活動の機会を計画的に配置する。

## 5 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組 ※気付いた情報は確実に共有する

### ○いじめの早期発見

- ・一人一人の顔を見て声を聞くなど、生徒のささいな変化を見逃さないよう普段の見取りをしっかりと行う。
- ・年に1回、生徒と職員にいじめに関するアンケート調査を行う。

### ○いじめの早期解決

- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけなく「いじめ防止対策委員会」を交えて対応を協議する。
- ・「いじめの防止等の対策委員会」及び担任は情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行う。
- ・家庭または関係機関との連携はいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに家庭等での様子などの情報を集め指導に生かす。学校内だけで問題解決しないよう留意する。

## 6 重大事態への対処について

- ・重大事態が発生した場合は直ちに初期調査を実施し、その結果を県教育委員会に報告する。調査組織は、公平性・中立性を確保するために第三者の参加を図る。
- ・初期調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・県いじめ防止対策委員会に対して積極的に資料を提供し、調査結果を真摯に受け止め再発防止に主体的に取り組む。

## 7 年間計画（平成27年度 いじめ防止教育 年間活動表）

	いじめ防止 取組方針	教育活動・研修・取組 等
①いじめの未然防止に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう環境を整えたり、教育活動を組んだりする。</li> <li>○生徒がストレスを感じない学校づくりを進める。</li> <li>○授業や行事に主体的に参加し、活躍できるように学校運営、授業内容に工夫を凝らす</li> <li>○他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気付くことができるよう、社会体験や交流体験の機会を計画的に配置する。</li> <li>○人の役に立っている、人から認められているといった自己有用感を感じられるように活動内容を設定していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入生歓迎会（4月：特活部）</li> <li>・情報モラル教室（年3回：情報教育部、生徒指導部）</li> <li>・道徳（人間関係、命の授業、勤労・奉仕、感謝の気持ち等）</li> <li>・ふれあいジョブ（5月、9月：進路指導部）</li> <li>・現場実習（6月、11月：進路指導部）</li> <li>・体育祭（5月：特設委員会）</li> <li>・絆強調月間：川西高との体育祭、メッセージ交換（6月：生徒指導部、総務委員会）</li> <li>・校外学習（4月～：各学級、各学年）</li> <li>・宿泊生活学習（7月：2年生）</li> <li>・修学旅行（9月：3年生）</li> <li>・特体連スポーツ大会（9月：1年生）</li> <li>・マラソン大会（10月：体育部）</li> <li>・人権標語づくり（10月：生徒指導部）</li> <li>・地域貢献・交流活動（10月：道徳・人権・同和教育部）</li> <li>・文化祭（11月：特設委員会）</li> <li>・人権週間（12月：生徒指導部・総務委員会）</li> <li>・絆強調月間：川西高との文化祭、メッセージ交換（11月：生徒指導部、総務委員会）</li> <li>・絵本読み聞かせ（環境委員会）</li> <li>・卒業式に向けた呼び掛け（2月：総務委員会）</li> <li>・卒業を祝う会（3月）</li> <li>・安全点検（月1回：安全教育部）</li> <li>・生徒理解の会（4月、9月：生徒指導部）</li> <li>・生徒指導部会（月1回：生徒指導部）</li> <li>・拡大生徒指導部会（適宜：生徒指導部）</li> <li>・人権・同和教育職員研修（11月：生徒指導部、道徳・人権・同和教育部）</li> <li>・研修会等の参加</li> <li>・魚沼圏域特別支援学校生徒指導部連絡会</li> </ul>
②いじめの早期発見に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒のささいな変化を見逃さない。</li> <li>○気付いた情報を確実に共有する。</li> <li>○情報に基づき、速やかに対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学部・学年懇談（4月）</li> <li>・個別懇談（年3回）</li> <li>・いじめに関するアンケート調査（6月、10月：生徒指導部）</li> <li>・教育相談（6月、10月、2月：生徒指導部）</li> </ul>
③いじめの早期解決に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「いじめの防止等の対策委員会」がいじめとして対応すべき事案か否か判断する。</li> <li>○いじめと判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消までこの「いじめ防止対策委員会」が責任をもつ。</li> <li>○生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題に取り組むための「いじめ防止等の対策委員会」の設置</li> <li>・「いじめの防止等の対策委員会」と担任による情報収集、事実確認、対応協議、教育活動、見守りの実施</li> <li>・家庭または関係機関との連携</li> </ul>

## 8 学校評価の実施

学校評価においていじめ問題への取組について職員の自己評価を行い、その結果について学校評議会議で公表し検討する。